

2025年12月4日

各 位

会 社 名 株式会社トランザクション
代表者名 代表取締役会長 石川 諭
(銘柄コード7818:東証プライム)
問合せ先 取締役 北山 善也
電 話 03-6861-5577

当社及び当社子会社の社員に対する 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2025年12月4日開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2026年5月1日
(2) 処分する株式の 種 類 及 び 数	当社普通株式 223,300株
(3) 処 分 価 額	1株につき1,062円
(4) 処 分 総 額	237,144,600円
(5) 処 分 先 及 び その人数並びに 処 分 株 式 の 数	当社及び当社子会社の部長職以上社員 21名 18,400株 当社及び当社子会社のマネージャー以下社員 435名 204,900株
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2025年10月23日開催の当社取締役会において、当社及び当社子会社の部長職以上社員（以下「対象幹部社員」）並びに当社及び当社子会社のマネージャー以下社員（以下「対象社員」といい、対象幹部社員と併せて「割当対象社員」と総称します。）を対象に、中期経営計画の目標達成の為のインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的

として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議しております。

【本制度の概要等】

割当対象社員は、本制度に基づき当社又は当社子会社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける割当対象社員に特に有利な金額とされない範囲において、当社の取締役会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と割当対象社員との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①割当対象社員は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得することなどが含まれることといたします。本自己株式処分に当たっては、割当予定先である割当対象社員 456 名に対して金銭債権合計 237, 144, 600 円、普通株式 223, 300 株を付与することといたしました。

本自己株式処分において、当社と割当対象社員との間で締結されるプランD乃至Hの各プランにおける譲渡制限付株式割当契約（以下、各プランにおいて「各割当契約」といいます。）の概要は、下記 3. のとおりです。

3. 各割当契約の概要

＜対象幹部社員向け＞

（1）譲渡制限期間

2026年5月1日から当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は正社員のいずれの地位をも退任又は退職した直後の時点までの間

（2）譲渡制限の解除条件

対象幹部社員が下記に定めるプランD及びEの各プランにおける各役務提供期間中、継続して、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、部長、室長又は担当部長のいずれかの地位にあったこと、かつ各プランに定める各業績目標（下記に定めます。）を達成することを条件として、各割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下、対象幹部社員向けの各プランにおいて「各割当株式」といいます。）の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。なお、各役務提供期間中に、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、部長、室長又は担当部長の地位を退任又は退職（死亡を含みます。）した場合は、理由の如何を問わず、各割当株式の全部について譲渡制限を解除しない。また、当社又は当社子会社の取締役又は監査役としての金銭報酬を当社又は当社子会社に返上した場合においても、各割当株式の全部について譲渡制限を解除しない。

【役務提供期間】

プランD：2026年5月1日～2028年11月30日

プランE：2026年5月1日～2030年11月30日

【業績目標】

プランD：第40期（2026年8月期）から第42期（2028年8月期）の当社の有価証券報告書に記載された当該3事業年度の累計連結営業利益が196.5億円以上に達すること

プランE：第40期（2026年8月期）から第44期（2030年8月期）の当社の有価証券報告書に記載された当該5事業年度の累計連結営業利益が372.5億円以上に達すること

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限が解除された時点において、なお譲渡制限が解除されていない各割当株式について、当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

各プランにおける譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合で、各プランにおける各業績目標を達成している場合には、当社の取締役会の決議により、当該時点において保有する各割当株式の全部について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。また、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない各割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

(5) 株式の管理

各割当株式は、各プランにおける譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、各プランにおける譲渡制限期間中は、対象幹部社員が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、各割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象幹部社員が保有する各割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、対象幹部社員は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

<対象社員向け>

(1) 譲渡制限期間

プランF：役務提供期間3年型、及びプランG：社員持株会加入条件型

2026年5月1日～2031年5月1日

プランH：役務提供期間5年型

2026年5月1日～2033年5月1日

(2) 譲渡制限の解除条件

対象社員が下記に定めるプランF、G及びHの各プランにおける各役務提供期間中、継続して、当社又は当社子会社の取締役、監査役、正社員、嘱託社員のいずれかの地位にあったこと、かつ、各プランに定める各業績目標（下記に定めます。）を達成することを条件として、各割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下、対象社員向けの各プランにおいて「各割当株式」といいます。）の全部について、各譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。なお、各役務提供期間中に、当社又は当社子会社の取締役、監査役、正社員、嘱託社員

の地位を退任又は退職（死亡を含みます。）した場合は、理由の如何を問わず、各割当株式の全部について譲渡制限を解除しない。また、当社又は当社子会社の取締役又は監査役としての金銭報酬を当社又は当社子会社に返上した場合においても、各割当株式の全部について譲渡制限を解除しない。

【役務提供期間】

プランF：役務提供期間3年型、及びプランG：持株会加入条件型

2026年5月1日～2028年11月30日

プランH：役務提供期間5年型

2026年5月1日～2030年11月30日

【業績目標】

プランF：役務提供期間3年型、及びプランG：持株会加入条件型

第40期（2026年8月期）から第42期（2028年8月期）の当社の有価証券報告書に記載された当該3事業年度の累計連結営業利益が196.5億円以上に達すること

プランH：役務提供期間5年型

第40期（2026年8月期）から第44期（2030年8月期）の当社の有価証券報告書に記載された当該5事業年度の累計連結営業利益が372.5億円以上に達すること

(3) 各役務提供期間経過後、各譲渡制限期間満了までの間に、任期満了その他の正当な事由により退任又は退職した場合の取扱い

各本役務提供期間経過後、各譲渡制限期間満了までの間に、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、正社員又は嘱託社員のいずれの地位をも当社の取締役会が認めた正当な事由により退任又は退職（死亡を含む。）した場合は、当該退任又は退職した直後の時点をもって、本株式の全部について、本譲渡制限を解除する。

(4) 当社による無償取得

対象社員が各プランにおける役務提供期間中、各割当契約で定める一定の事由に該当した場合は、当該時点の直後をもって、各割当株式の全部を当然に無償で取得する。また、当社は、譲渡制限が解除された時点において、なお譲渡制限が解除されていない各割当株式について、当然に無償で取得する。また、プランGにおいては、プランGにおける役務提供期間中に当社の社員持株会を退会又は休会した場合は、合理的な理由があると当社が認めた場合を除いて当該退会又は休会の直後の時点をもって、各割当株式の全部を当然に無償で取得する。

(5) 組織再編等における取扱い

各プランにおける譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合で、各プランにおける各業績目標を達成している場合には、当社の取締役会の決議により、当該時点において保有する各割当株式の全部について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。また、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない各割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

(6) 株式の管理

各割当株式は、各プランにおける譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、各プランにおける譲渡制限期間中は、対象社員が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、各割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象社員が保有する各割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、対象社員は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度に基づく譲渡制限付株式報酬として支給された金銭債権を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2025年12月3日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である1,062円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な金額には該当しないものと考えております。

以 上